質 疑 書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	市立児童文化スポーツセンター空調熱源改修その他工事に係る設計業務

（ 質 問 事 項 ）	（ 回 答 ）
「建築設計業務委託特記仕様書P.13 2.(1)キ.機械設備設計技術者 ※資格要件（建築設備士）」は、「設備設計一級建築士」でもよろしいですか。	資格要件として、「設備設計一級建築士」は「建築設備士」より機械設備工事における内容に精通しているものであり、上位資格と考えますので、「設備設計一級建築士」でも問題ありません。